

税

県内一斉地方税滞納整理強化月間

【正解は】○ 高松市は、平成17年9月26日に塩江町と、平成18年1月10日に牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町と合併しました。現在の高松市になって本年度で10周年を迎えています。

・今年になってから土地を取得したが、その土地がどのような評価をされているのか知りたい。

■**土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

固定資産税の納税者が、自己と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するための制度です。

■**縦覧場所**

税務課窓口

■**期間**

4月1日(金)～5月31日(火)
(土・日・祝祭日を除く)
午前8時30分～午後5時
(正午～午後1時を除く)

■**対象者**

固定資産税の納税者

■**必要なもの**

本人確認ができるもの
(納税通知書、運転免許証、健康保険証等)

代理人の方は本人確認ができるものの他に、委任状が必要です。

■**手数料**

無料

■**固定資産課税台帳の縦覧**

自己の資産の価格、課税標準額、評価方法等を確認するための制度です。また、借地人・借家人等も、借り

ている土地・家屋の確認をすることが出来ます。

■**縦覧場所**

税務課窓口

■**期間**

通年
(土・日・祝祭日、年末年始の休日を除く)
午前8時30分～午後5時
(正午～午後1時を除く)

■**対象者**

① 固定資産の所有者
② 土地を有償で借りている方
③ 家屋を有償で借りている方
④ 固定資産の処分をする権利を有する一定の方

■**必要なもの**

本人確認ができるもの
(納税通知書、運転免許証、健康保険証等)

対象者の②～④に該当する方は、それらを確認できるもの。(賃貸借契約書等)

代理人の方は本人確認ができるものの他に、委任状が必要です。

■**手数料**

閲覧30分につき300円
写し1枚につき300円
(ただし、縦覧期間中は無料)

■**問い合わせ先**

税務課

☎(40)5554

3月～5月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です

税務課収納グループ ☎(40)5554

税金を納めて築く
明るい社会!



県内一斉に滞納整理の強化に取り組みます!

納税の公平と税収の確保を図るため、3～5月を「県内一斉地方税滞納整理強化月間」として、栃木県と協働して県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

自主的な納付をお願いします

納税は国民の義務であり、市は自主的な納税を期待しています。納期限を過ぎても納付がない場合は滞納処分(財産の差押・公売など)をする必要があります。これには貴重な税金を使います。また他の財源を必要としている分野に税金を充てられなくなる等、滞納が行政にもたらす損失は多大なものです。

納付が困難な場合は、早めに納付の相談をしてください。

市町村税はわたしたちの身近なところでみんなの暮らしを支えています。
未納の税金は速やかに納税してください。